第4回 八王子市男女共同参画推進審議会 会議録

会		議		名	第4回 八王子市男女共同参画推進審議会
日		口找		诗	令和5年(2023年)8月 18 日(金) 午後6時 30 分から午後8時 25 分
				-	
場			F	折	八王子市生涯学習センター 10 階 第2学習室
出	委	•		=	八木橋宏勇会長、齊藤静子副会長、荒木紀行委員、木村恵子委員、久保田鉄平委員、
	3	•	ا	₹	清水栄委員、野村みゆき委員、前田奈緒美委員
席	訪	<u>i</u> 1,	月三	者	—
者氏					冨澤知恵子男女共同参画課長、宮野努男女共同参画課主査、
	事	. 矛	务	司	瀧澤里佳子男女共同参画課主査、岩瀬弘明男女共同参画課主任、
					小峰明美男女共同参画課主任、加藤優花男女共同参画課一般職員
.	そ	そ の 市側出席		也	小山等市民活動推進部長
名	市			者	小山寺中氏伯割推進部長
欠 席 者 氏 名				名	
					1. 開会
					2. 議事
- ¥			=	125	(1)第3回審議会の論点整理
議			į.	題	(2)男女が共にいきるまち八王子プラン(第4次)の骨子(案)について
					3. その他
					4. 閉会
					1. MTA
公開・非公開の別				别	公開
非	公	開	理	由	_
傍	聴	人	の	数	6名
配 1	付 資				資料1:次第
					資料2:第3回八王子市男女共同参画推進審議会会議録
		資	料	名	資料3:【修正版】男女が共に生きるまち八王子プラン(第4次)骨子(案)
					資料4:男女が共に生きるまち八王子プラン(第4次)内容(案)
議	事	内	1 1	容	次ページ以降のとおり

【議事内容】

1. 開会

- 八木橋会長 ・ 第4回八王子市男女共同参画推進審議会を開会する。
 - ・ 市民活動推進部長より挨拶をお願いする。

(市民活動推進部長あいさつ)

八木橋会長 ・事務局から本日の配布資料の説明をお願いする。

(事務局説明)

八木橋会長

- ・ 本日は、午後8時30分までの開催となる。
- ・ 本日で、これまで審議してきた「男女が共に生きるまち八王子プラン(第4次)の骨子(案)」 に関 する意見出しが終了し、次回は、事務局から示される「第4次プランの素案」の確認と意見を伺 う。
- ・限られた時間になるが、闊達な意見をいただきたい。
- ・出席人数、会議の成立について確認をする。
- ・本審議会は、八王子市男女共同参画推進条例施行規則第4条第2項で、「審議会は、委員の過 半数が出席しなければ、会議を開くことができない。」と規定されている。
- ・本審議会は、8名の委員により構成し、本日は、8名の出席であり、本審議会は成立している。
- ・同条例施行規則第4条第4項で、「審議会は、これを公開する。ただし、審議会が公開すること が適当でないと認めるときは、この限りでない。」となっている。
- ・本日の審議会は「公開」することでよろしいか。

(異議なし)

八木橋会長

- ・本日の審議会は、「公開」とする。
- ・傍聴者の入室を現時点より認める。本日、傍聴希望者いるか。

(傍聴者あり)

(傍聴者入室)

2. 議事

八木橋会長

- ・次第2「議事」に入る。
- ・本審議会に諮問された「推進計画の策定に関すること」について、第3回審議会の内容は、配布 資料2の「会議録」のとおりである。
- ・概要について、事務局から説明をお願いする。

事務局

- ・事務局からは、重点目標3「性別に起因して困難な状況に置かれている方が安心して暮らせる ようにしよう」について次のとおり説明した。
- ・この計画には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、いわゆるDV防 止法と「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の要素が含まれていること。
- ・「DV」とは、DV防止法の対象である身体的暴力、精神的暴力以外に、経済的暴力、性的暴力、 行動拘束もあること。
- ・また、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」では「困難を抱える女性」を、性暴力や 性的虐待、性的搾取等の性的な被害にあってしまった女性であるとし、さらに、不安定な就労状 況、社会的・経済的に困窮、孤立など日常生活又は社会生活を営む上で困難な問題を抱える 女性とも言っていること。
- ・また、施策の方向性として、ひとりで抱え込まないために孤立・孤独を防ぐこと、アウトリーチ等

により早期に発見し相談や支援に繋げること。

- ・困難な状況に置かれないための予防的な施策としては、被害者・加害者・傍観者を生まないための子どもの頃からの啓発が必要であり、具体的には、「いのちの授業」により命の大切さを学んだり、「デートDV予防講座」により高校生を中心にDVを学び、被害者、加害者にならないことや、被害者になった際の相談先などを啓発すること。
- ・また、若年女性の予期せぬ妊娠も社会問題としてあるため、心身の仕組みだけでなく、ジェンダーの理解を含めた包括的性教育、子どもの頃からのキャリア教育なども必要な取組と考えていることを説明。
- ・委員からの意見としては、重点目標に関する意見として、重点目標の「性別に起因して困難な」 については、ここにDVや性被害が一括りに入ってしまうと曖昧であり分かりにくいとの意見。
- ・また、わかりやすくするため、2-1、2-2のように3-1、3-2と分け、重点目標1を意思決定に 男女ともに参画する、2は役割意識など極力なくす、3は必要な人に支援をすると言うような整理ができるとの意見。
- ・また、法律の計画も兼ねるのであれば、困難な問題を抱える女性という言葉が入らないと、しっかり見えてこないとの意見。
- ・また、3次プランには「性の商品化」が載っていて4次プランには載ってないのはどうかと思うと の意見。
- ・ 3次プランには、ライフステージにおける女性の貧困と、更年期のこともある。更年期の問題も、 大きな問題であるとの意見があった。
- ・次に、課題(5)に関する意見としては、「被害者、加害者、傍観者を生まないために子どもの頃からの意識啓発が必要である。」の部分だが、ある自治体では、小学生への啓発に、「いいタッチ、わるいタッチ」という本や、元警察官の女性が監修した「おしえて!くもくん」という本を使っており、幼少期から自分の身体の大切さを知ることが大切であり、中学生、高校生以外に、幼児や小学生への意識啓発も大事だとの意見。
- ・さらに、意識啓発は、大人が出来ていないから、子どもも出来ないのであり、まず、親、大人が 勉強する必要があるとの意見があった。
- ・次に、課題(6)に関する意見としては、性被害の実態把握は難しく、子どもの場合は相談相手が 保護者や先生であり、話をしっかりと受け止めてあげることで、複雑化、深刻化、潜在化することが防げるとの意見。
- ・ 重点目標の「性別に起因して困難な状況に置かれている方」が明確でなく、課題(6)のカッコで 括られているDVや性被害を含め、組み立て方をもう少し考えた方がよいとの意見。
- ・また、DVは新型コロナを契機に今までにない問題が出てきている。行動計画は市民に示すも のであり、きちんと位置づけた上で記載しておかないと、市としての宣言的な部分が薄くなって しまうという意見。
- ・相談窓口は必要だが、相談に一歩踏み出せていない状況もある。相談を待つ面と、「アウトリーチ」として積極的に向かっていく面の両輪で行うことが必要であること、相談に行けていない人が行けるようになる社会、また何でも相談してよいという雰囲気にすることが大切であるとの意見。
- ・相談に行っても、真に相談したかったことに気づかないこともある。市には多くの相談の窓口があるが、相談員がほかの相談箇所の内容を把握し、相談者が本当に必要な相談は何なのかを気づける啓発も大切であること、また、相談の窓口がいろいろあると疲れてしまい、つながることを拒絶する人も出てくる。つながり続けるためには、ワンストップで出来ることがよいとの意

見。

・ 若い人にとっては、窓口に行ったり、電話による相談はハードルが高いこともあり、SNSを使っ た相談方法を用意し、二次元コードにより瞬時にアクセスでき、簡単に相談できるとよいとの意 見と、一方で、SNSによる相談は、答えがすぐに来ると期待されてしまうが、行政では、それは 難しい部分があるため、民間との連携が必要になるとの意見があった。

八木橋会長

事務局の説明に質問などはあるか。

(なし)

八木橋会長

- ・ それでは、本日の審議会では、第1回から前回の第3回までに、皆様から出された意見をもと に、事務局から「男女が共に生きるまち 八王子プラン(第4次)の骨子(案)」を修正したものが 提示されている。
- ・また、骨子(案)を具体化した「計画の内容」についても、「案」が提示されており、これについて、 事務局より説明をお願いする。

課長

- 男女共同参画 ・ 本日は骨子(案)について最終的なご意見をいただきたい。この骨子(案)のほかに、計画の素 案の元となる資料4の内容(案)もご覧いただきご意見をいただきたい。次回、第5回審議会で は計画素案を事務局より示したい。
 - ・ 新たな第4次プランについては令和6年からの8年間の計画期間である。また、条例施行後の初 めての改定であり、この計画では男女共同参画社会の実現を目指し、重点的にすべきことを計 画に盛り込む考えである。
 - ・これまでの意見を考慮し、それを反映して修正版として骨子(案)を作成している。また、課題に ついては資料4にまとめている。
 - ・ 「人がひととして尊重され、いきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現を目指して」の基本目 標は、第1次プランから引き続き継続していく考えである。
 - ・この基本目標を達成するために令和6年度から重点的に行うものとして「重点目標」を掲げてい る。前回は「1」「2-1」「2-2」「3」であったが、わかりやすく括りを3つにした。

「重点目標1]

- ・ 重点目標1としては【あらゆる分野において男女が共に参画し、共に社会を形成している】であ る。これは女性活躍推進法における市町村計画の位置づけにもなる。当初は「政策や方針の決 定過程への男女が共に参画しよう」としていたが、もう少しハードルを下げてもよいのではとの 意見を受け、修正版の目標に改めた。
- ・「課題」としては、資料4の1ページの【現状・課題】で示したとおり、「政策や方針の意思決定過 程の場への女性の参画は十分とはいえません。」との課題がある。ただ、ここに目標を置いてし まうと、自分ごととして捉えられないのではないか、市民に行動計画として示すにはもっと分か りやすいのがよいのではとの意見があったので、自分ごととしても捉えていただきたい、女性だ けではなく男性も、社会全体として自分ごととして捉えていただきたいので、このような目標を 置いた。
- ・ただ実際には男女共に参画といっても、現状、女性の参画が少ないところがあるので、施策とし ては、あらゆる分野における女性の参画を拡大させることをあげている。
- ・取組としては、「資料4」で女性が社会で活躍する支援として、引き続き就業支援や再就職の支 援などをあげている。そのための具体的な取組としては、働きつづけるための支援としてのリス キリング、再就職のためのリカレント教育。
- ・また、女性が経済的に自立できていないことで、困難女性などさまざまな問題につながるという こともあり、子どもの頃からのキャリア教育も必要ではないかとの意見や、中高生になると価値

観が固まってくるので小さい頃から必要ではないかとの意見もあったので、「子どもの頃からの 意識醸成」として、「一人一人が性別に捉われない勤労観・職業観を身につけるとともに、主体 的に進路を選択決定する力を育成」ということをあげている。

・また、中小企業ではなかなか推進できないことを、大企業、行政が取り組むことで推進力となっていくという意見から、行政が積極的に取り組んで八王子市の推進力となっていくために取り組んでいきたいということから【行政が推進力】として計画に盛り込んでいる。

[重点目標2]

- ・次に「重点目標2」は、【社会において、性別による固定的な役割分担意識や制度・慣行がなく、 個人が尊重されている】とし、意識と制度・慣行をなくすことを一つにまとめた。一つにした理由 として、重点目標と施策の方向性との関係性がわかりにくい部分があり、以前の骨子(案)では 矢印がいろいろな部分を示していたため、目標に対してどういう施策が必要かが明確になるよ うにした。
- ・「施策」は二つあり、「意識をなくす」こと、「制度・慣行を変える」ことである。意識については、これまで市民への啓発は個人へのアプローチが中心であったが、今後は企業や地域など社会へのアプローチにしていくことと、子どもの意識醸成というよりも子どもに関わる大人たちへの意識啓発を取り組んでいくことを取組施策として盛り込んでいる。
- ・また、制度・慣行を変えることについては、企業における職場環境を変えていくことや、大企業や 行政が積極的に取り組むことで推進力となっていくことが考えられるので、【行政が推進力】と なることを取組に盛り込んでいる。

「重点目標3]

- ・次に「重点目標3」として、【DVや性暴力などを根絶し、だれもが安心して生活できている】。これまでの重点目標と施策展開では困難女性支援法による取組を行うことがわかりにくいという意見があったので、施策として明確にするようにした。
- ・「施策」の一つ目は「配偶者からのあらゆる暴力の根絶」であり、これはDV防止法の市町村計画の位置づけの関わりになる。「施策」の二つ目は「困難を抱える女性等への支援」であり、これは困難女性支援法の市町村計画の位置づけのものである。
- ・施策の一つ目。以前は「被害者・加害者・傍観者も生まないために、子どもの頃からの意識啓発が必要である」ことを課題としてあげていたが、それについては「配偶者等からのあらゆる暴力の根絶」の施策の方向性の(4)として位置づけた。具体的な内容としては、資料4の9頁、「施策の方向性(4)」に「生命の安全教育の実施」で、小学生よりももっと小さい頃からの教育が必要ではないかということで、「幼児期からの意識啓発」とした。
- ・「施策」の3-1、3-2の共通した取組として、居場所づくり、早期発見の取組などのアウトリーチ 的な取組の充実を考えている。
- ・相談については、相談してもよいのかとためらっている方もいることから、相談メニューを見直 したり、受付方法も相談に結び付けられる手法などを検討したいと考えている。
- ・困難女性支援法では、旧売春防止法に基づく要保護女子としてではなく、若年女性の対応や性暴力、性的虐待、性搾取等の性的被害からの回復支援、自立後を見据えた支援が求められるので、資料4の11頁、上から二つ目「関係支援機関との連携」、三つ目「被害回復支援」の取組や、「妊娠から子育て期までの切れ目のない支援の実施」が予期せぬ妊娠への課題についての対応と考えている。
- ・施策で「困難を抱える女性等」の「等」とした理由としては、LGBTについてこの計画に盛り込む 形にしている。具体的には資料4、10 頁、「施策3-2」の「(2)」にある「相談の実施及び関係機

関との連携」として「LGBT電話相談」、12 頁、「性的指向、性自認についての意識啓発と情報提供」を位置付けた。

・「女性等」の「等」としたもう1つの理由として、今、女性の性被害だけではなく、男性の性被害が問題にもなっており、そこも視野に入れ、10 頁の施策の方向性(2)の「相談の実施及び関係機関との連携」の概要に「性暴力等に関する相談」があるが、これには男性に関する相談も検討しようと考えているところである。

八木橋会長

- ・事務局から説明をいただいた。
- ・これまでの皆様からの意見を反映し、「男女が共に生きるまち 八王子プラン (第4次)の骨子 (案)」と、その「計画の内容(案)」が示された。
- ・この「骨子(案)」や「計画の内容(案)」に関し、全体の構成、重点目標、施策、施策の方向性、計画の内容について、事務局への質問や、追加した方がよい内容など、意見をいただきたい。

木村委員

- ・改めて修正版を見て、重点目標1について、当初の「政策や方針の決定過程への男女が共に参画しよう」という目標では高すぎないかと申したが、改めて2番、3番を見た中で、当初、事務局から高い目標を掲げたい、理想の姿をこれまで男女共同参画に向けてやってきたので、将来的な夢というか、こういう目標を掲げたいとの説明があったと思う。2番、3番については、例えば固定的な役割分担意識がなくという、本当になくなった状態ということを書いてあり、3番については根絶という言葉が入っている。これも非常に究極的な目標になると思う。
- ・一方、1番の重点目標は一般的というか、今までの踏襲のような感じで、ここを2番、3番にあわせるのであれば、課長から説明にあったような理想の形を掲げるのがいいと改めて思った。自分なりに考えた表現だが、「あらゆる分野における意思決定過程に男女がともに参画し共に社会を形成している状況」、共に社会を形成することは当たり前であるため、「共に社会を動かしている」というもっと能動的な表現がよいと思う。「動かしている」では能動的過ぎるとも思うところではある。あらゆる分野の意思決定に女性も参画していて社会を動かして、共に動かして行きましょうという、高い目標の方がいいと思った。

八木橋会長

- ・重点目標の1について、2番、3番のようにもう少しエッジを効かせたというか、訴求力のあるというか、ダイナミズムを盛り込む案が示された。「あらゆる分野における意思決定過程に男女がともに参画し共に社会を形成している状況」ということで、これまでは「政策や方針の決定過程への」というものであった。
- ・決定過程に男女が共に参画するという部分だが、確か 2003 年だったか、政府から出されている男女共同参画基本計画で 30%という目標値が掲げられている。今は及ばない状況であるということで、30 という数字が厳しいようだが、木村委員の意見は、もう少し幅広く捉えることができる文言であるし、必ずしも企業、組織に限らない汎用性のある表現が提示された。

男女共同参画 課長

・「意思決定過程」という言葉を使わず、「あらゆる分野に男女が共に参画し」の部分だが、結果 的に女性も自分で選択できる、自分が選択して参画したいところに参画できるという意味も込 めて、そういう表現にした。

八木橋会長

- ・骨子(案)で意思決定過程という文言を入れなかったのは、もう少し幅広い意味で、参画したい ところには参画して行けるという広い概念を表現したかったとのことである。
- ・確かにそういう表現であれば意思決定過程も含む。ただそうなってくると表現上はボヤけてしまい、抽象度が高まってしまうので、訴求力という面では意思決定過程というものを入れるとエッジは効くが、少し限定的になってしまう。一方で現状の「あらゆる分野において男女が共に参画し」というと少し広い概念になってしまいボヤけてしまうということがある。

齊藤副会長

・事務局の説明だと、意思決定などは施策の方向性に入れているということなのか。

男女共同参画・・「あらゆる分野に参画できる状態」にするには、物事を決定する過程に男女が共に参画すること を進めていけば、結果的に、「誰もが参画できるような社会」になることになるので、施策の方向 性に入れ込んだ。

八木橋会長

- ・ 骨子(案)の構造に関しては説明いただいたとおりだと思う。同時にもう一つ考えることは、市民 の皆様に提示するときにどのように受け取られるか、見えるかである。
- ・ 文言そのものをここで確定するということではなく、方向性というか、事務局で今後ブラッシュア ップするための参考になるような意見をいただきたい。

清水委員

- ・男女共同参画という言葉は、80代、60代、40代、20代では、ニュアンスが結構違うと思う。 80 代の方だと女は下という方が多いと思うし、60 代の方だと女性は嫌なことにも遭ってきた が、いろいろあったよねという感じ、40 代だとそんなでもなかったという状況になり、20 代だと いろいろあるが概ね男女だからといっても変わらないという感覚だと思う。世代によって見方が 違う気がする。
- ・その中で、これからの男女共同参画を考えたときに、誰を主として考えるかである。配偶者から の暴力の根絶や、困難女性を考えたとき 70 代 80 代の方も入るかもしれないが、それよりも 今、子育てをしている方がメインのプランだと思う。その意味からすると、自分の道をこう歩いて 行きましょうよと言ったとき、今の 20 代 30 代の方であれば以前よりも一緒に歩いているイメー ジも強いと思うので、そういう意味ではあまりエッジを効かせなくてもよいと思う。

八木橋会長

・いろいろな世代がいるので、すべての方にあてはまる文言は難しい。全市民に向けることが大 前提にはなるが、ターゲット、メインとなる方に、フォーカスを絞ることも重要かもしれない。

課長

男女共同参画・・男性から見たときに、女性の参画拡大など、「女性の」とすることで「女性を優遇している」とか、 「男性は関係ないのでは」と捉えられてしまわないか。男女共同参画を進めることで女性が住み やすいだけではなく、男性も住みやすい、皆が住みやすい世の中になることを伝えたいが、この ままだと男性は関係ないと見えてしまわないかという懸念がある。

荒木委員

- ・確かに事務局の言ったことは考えていた。第3次プランでは「男女が共に」という言葉がかなり 入っていた。第4次プラン(案)ではそこがあまりない。
- ・ 重点目標で「あらゆる分野において」についてはそれでいいと思っている。次の「男女が共に参 画し」ということは、男も女も住みやすい社会をつくって行きましょうということで、社会を構成し ている女性が、まだ参画できていない、参画する機会がないということで、「参画拡大」というよ うにつくっているのだと思う。
- ・ 先ほど、80 代、60 代という話があり、私のような 60 代で町会自治会等に参加している人など もそうだが、女性云々というより、男女共にということをメインにした書き方がよいのではないか と思う。そして、男も女も一緒にやっていくのが八王子なんだと、そして遅れているところには手 当をして、これまでの男性には理解をしてもらい進めていく。それが見えるようにしていただけ ればと思う。

八木橋会長

- ・確かに、「男女が共に」という書き方は、非常にニュートラルな書き方だと思う。ただ同時に「参 画」という言葉が、どのくらいの人々が日常的にピンとくる言葉かである。「男女共同参画」のよ うなセットフレーズの中では使われるが、我々が日常の発信語彙として自ら発することはない用 語ではないだろうか。荒木委員が言われた「男女が共に」プラス「参画」というところを工夫出来 たらいいと個人的には思う。
- ・ 些末なことだが、前回までの骨子(案)では重点目標の文末が全て「・・・しよう」という向かって いくという文末表現だったが、今回の骨子(案)では目標が達成されている場面が想定されてい る「ている」系になっているが、この意図はどういうことなのか。

男女共同参画・・より目標に向かって明確さを出したということである。ただ、目標であることから、皆で共有する にはどちらの表現がよいのかも意見をいただきたい。

八木橋会長

- ・ 一見したときの印象だが、個人的には「しよう」の方が非常にダイナミックな感じがする。これか ら一緒にやっていこうという雰囲気が演出されている。意図すること、目指したことがこのように 達成されていたいという場面が、より明確に具体的に示されたものが今回のものだと思う。
- ・これを市民の方にどのように提示するか、そういう場面も想定する必要もあると思う。どちらが 馴染むだろうか。
- ・また、先ほどの重点目標1のところでは、「男女が共に」という文言でよいのではないかというこ とと、私からは「参画」という言葉をもう少し工夫できたらよいのではないか、より訴求力がある のではないかと申した。

野村委員

「参画」という言葉はまだ存在感が薄いだろうか。

八木橋会長

・だいぶ認知され理解はできているだろうが、実感を伴う形でピンときていないのではないかと

野村委員

- ・目標とするには前回のような「・・・しよう」の方がダイナミックに伝わってくるという会長の意見と 同意見である。
- ・また、「共に参画し、共に社会を形成している」というように「共」が二つ入っているが、この「社会 を形成している」ということはどのような意味なのか。あらゆる分野をつくりあげていこうという ことと同じことを言っているのではないと思う。

八木橋会長

・先ほどの木村委員の意見は「社会を動かしていく」という表現であった。

木村委員

- ・これは意思決定ということを考えたので、意思決定をしながら社会は動いていくところに、女性 も参画するという、女性に力点が置かれている。
- ・表現として「共に参画し、共に社会を」というより「共に」どういう社会をつくっていくのか、何を言 いたいのかである。参画して、その結果、社会がどうなっていく、それを目指しましょうとした方 がわかりやすい。

齊藤副会長

・簡単に言ってしまうと、「男女共に生きやすいまちづくりをしよう」ではないだろうか。

木村委員

・共に生きるのは当たり前なので、男女が共にただ生きるのではなくて、もっと楽しくというか、充 実したという言葉が欲しいと感じた。

野村委員

・副会長が言われたように記載すると、最初の理念の「いきいきと暮らせる社会をつくる」にかぶ るので、「参画しよう」のままでもよいと思う。

八木橋会長

- 基本目標があり、それを実現するための重点目標という位置づけとなっている。部分的な重複 はあるとは思うが、基本目標に書かれていることと齟齬があってはいけない。男女共同参画社 会の実現を目指すことが着地点であり、それをもう少し具体的に表現するということである。
- ・ 重点目標1に関しては、「男女が共に」を生かし、もう少しダイナミックな感じで、ピンとくるような もの、かつ、できることならば基本目標の中に書かれている男女共同参画社会をもう少し具体 化したようなものが盛り込まれると、文言としてはいいというのが、今までの意見だった。

男女共同参画

・いただいた意見を元に素案提示の際にさらに意見を伺いたい。

課長

木村委員

・ 資料4の3頁、附属機関等への女性の登用の推進だが、この中にある事前協議方法の見直しと はどういうことなのか。

課長

男女共同参画・・ 【行政が推進力】となる項目であり、行政における審議会など附属機関のことである。附属機関 の委員は選任する前に男女共同参画課に選任する委員の男女比について事前に協議する仕 組みがある。しかし、事前協議の段階では委員の男女比を動かしにくい現状がある。協議のタ

イミングの問題や審議会が法律等で縛られてしまっていると選任する委員が自然と決まってし まうことがある。要綱設置の懇談会などでは、要綱をつくる段階で見直しを行い参加者を決め る工夫ができる可能性があり、事前協議のタイミングや手法を見直した方がいい、そうしないと 女性の参画率が上がらないということで記載している。

野村委員

分野によっては、女性がいないと言われることがあるということである。

木村委員

・そういうことから男女共同参画に関わるということなのですね。

野村委員

・女性の参画率を上げるためにも考え方は変えてほしいということだと思う。

木村委員

・委員の男女比のバランスを考慮するためにということですね。

男女共同参画 ・ 審議会等委員への女性の参画を進めなくてはということである。

課長

課長

木村委員

・目標は参画率40%で、市側の努力目標ということか。

男女共同参画

・第3次プランでは 50%だが、これを東京都の基準に合わせて捉えると、現状では 30%前後で 推移している。新しい計画では東京都の基準に合わせた算出方法に切り替え目標値は 40%と する考えである。

野村委員

・骨子(案)だが、「重点目標」、「施策」、「施策の方向性」となっているが、私は「施策」はとても具 体的なことだと思うので、「目標」、「施策の方向性」、「施策」というイメージがある。この骨子 (案)の順番はどのように考えてのものなのか。

男女共同参画 課長

・ここで「施策」、「施策の方向性」としたのは、重点目標を達成するためにどのような施策を打た ないといけないかということで「施策」を置き、その施策の内容を具体的にどのように実施する かを「施策の方向性」という言葉とした。

齊藤副会長

・ 第3次プランでは「めざす姿」があり、「目標」があり、「施策」があると思う。 今回の「重点目標」は どちらかというと「めざす姿」であると思うが、革新的に変えていくという意図があるのだろうか。

課長

男女共同参画 ・ 「めざす姿」にしなかった理由は、「めざす姿」としてしまうと全体を網羅するイメージがでてしま うと思ったからである。条例を施行し男女の格差が大きいところ、問題があるところ、そこを重 点的に行っていくことを出したかったので、「めざす姿」ではなく、「重点目標」にした。「施策」、 「施策の方向性」は、第3次プランでも同様な表記があり、この重点目標を達成するためにはど のようなことを行うのかというつくりにした。

木村委員

・重点目標があり、それを達成するための課題があり、課題に対する施策という流れの方がわか。 りやすい。

男女共同参画 課長

・課題は、資料4に「現状・課題」としている。市民の方に示すにあたり、全部は見てもらえないか もしれないので、見てもらえるページに記載している。

木村委員

・ 「目標」があってすぐ「施策」というのも短兵急かなと思う。修正案の「施策」を「課題」としてはど うか。「施策」はそのためにどういうことをやるかという方向性よりむしろ具体策のような感じが する。

野村委員

・ 同感である。

八木橋会長

- ・骨子(案)では、「重点目標」の次を「施策」とし、文言の問題はあるにせよ、基本的に重点目標を 達成する、重点目標に近づいていくために課題として解決すべき問題点が並んでいる。
- ・ 意見を整理すると、「施策」が重点的に行うべき「課題」にあたると思う。1つ目で言うと「あらゆる 分野において男女が共に参画」するためには、現状、女性の参画は十分ではないということで、 「施策」のところに「女性の参画拡大」と書かれている。その課題を解決するためにどうすればよ いかが、方向性のところに具体的な枠組みが示されている。わかりやすいのはどちらかというこ とだが、「施策」というより、市民の方にとっては「課題」と言った方がいいのだろうか。

男女共同参画・・突然、「施策」として「女性の参画拡大」がきてしまうと、なぜこれが施策なのかとなってしまうか もしれない。よく文書を読んでもらえればわかるかもしれないが、読まなくてもわかるようにする には、「課題」にして、もう少し丁寧に記載するかである。

野村委員

・ 「参画拡大」はまだいいが、方策としてできることではないので「役割分担意識をなくす」という のは施策ではないような気がする。ましてや「慣行を変える」というのは、なかなかできないと思 うので、「課題」という方がいいかもしれない。

男女共同参画

・「施策」の部分をどうして施策を行うのかがわかるように、「課題」として掲載した方が、なぜこの 取り組みをやるのかの理解につながるか。

木村委員

課長

・施策の方向性には具体的に行うことが記載されている。施策ではなく方策になるか。高く掲げる 施策というよりも、より具体性を持った、何をやるかが示されているというようなイメージを持つ のだが。

八木橋会長

わかりやすいのは「取組」である。

野村委員

・ 資料4でも「施策の方向性」とし、以下で「主な取組」としているので、「施策の方向性」でもわか らないことはないのでいいとは思う。

八木橋会長

・一般的に「施策」という言葉がピンとくるかである。

野村委員

・行政用語に聞こえるか。

八木橋会長

もちろん、知っている人も多いだろうが、ピンとくるかということである。

野村委員

多分、行政の計画だからそうなんだろう。

齊藤副会長

・他市のものを見たが、やはり「施策」という表現であった。行政が行うのでこういう表現になって いるのだろう。途中を「課題」と表記しているところもあれば、「施策の方向性」と表記していると ころもある。八王子市がつくるときにどうつくるかだと思う。

八木橋会長

・どの分野にも分野の用語があるが、受け手側である市民に伝わるか、どう受けとめてもらえる かを考えた用語の選択は必要であろう。

木村委員

・市民の方が「施策」と言われても、大上段でピンとこないかも、何かやってくれるのだろうと思う くらいかも。

八木橋会長

男女共同参画は、ありとあらゆるところで意識の問題が根底にあるはず、一人ひとりが意識をき ちんと持ってもらうためには、それぞれの心に響くような用語の選択が大きなポイントとなる。組 織の中での議論で「施策」という用語を使用することは問題ないが、それを公表する場合にはど うかということである。

木村委員

・ 資料4の「施策の方向性(2)ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの推進」の「社会に おける支援」で、「高齢者、障害者のためのショートステイ等の支援事業」とあるが、これはワー ク・ライフ・バランスにどう関わるのか。

男女共同参画 課長

・ 例えば、子どもがいる人は、自分たちだけで子育てをするのではなく、保育園に預けたり、病児 病後児保育などを利用して、自分たちだけで解決するものではなく、社会の支援を受けながら ワーク・ライフ・バランスがとれればいい。高齢者、障害者についても、家族が仕事をするために ショートステイの支援を受けるなど、家族だけで抱えずに社会の支援を受けましょうということで 記載している。

木村委員

・女性にかかる負担が大きいと言われており、子育てへの支援に加え、介護をしなくてはならず十 分に働けないという人もサポートすることを入れるということですね。

八木橋会長

・出産育児の場合にはある程度の見通しが立つが、介護はいつ訪れるかわからない難しさがあ る。その突然訪れることへのケアは必要だろう。

木村委員

・ 重点目標2の表現のことだが、2-2には「職場や地域における制度・慣行を変える」とあるが、方

向性では「地域」という言葉が抜けているので入れた方がいいと思う。

八木橋会長

・施策の方向性の(1)で「職場等における環境づくり」で「職場等」とあるが、これを「職場・地域 等」というように「地域」を入れた方がよいということか。

木村委員

・「地域」という名称を入れたいと思う。

八木橋会長

- ・ 重点目標2に関しては、意識啓発ということが大きな部分だと思う。「組織単位」とか、「子ども」、 「大人」へというのがあるが、例えば子どもへの意識啓発という部分で意見はあるか。
- ・難しいことだが、男女の差別的意識を持っていない人に男女共同、平等をあまり言い過ぎると 逆に変な意識がでてしまうという事例もある。

課

- 男女共同参画 ・5頁の「施策の方向性(2)子どもへの意識啓発」のところで、今の学校で、男の子は黒いランド セル、女の子は赤いランドセルという認識を持つことは違うということを改めて言うことではない と思う。子どもに影響を与える大人さえ発言や行動に気を付ければよいと考える。
 - ・よって、子どもへの意識啓発はキャリア教育的なところを載せている。キャリア教育の中で男女 関係なく、いろいろなことが選択できることを啓発することがよいと考え掲載した。

前田委員

・子どもはそれぞれの家庭の価値観によっていろいろと違いがでる。学校では、職業についてで あれば以前は保母さん、看護婦さんであったが、今は男性もなるので保育士さん、看護師さん というような男女区別なくということを学校教育として行えると思う。

男女共同参画

・ 職業を考えることを通し、性別に捉われないことを身につけることがよいかということでキャリア 教育として載せている。

八木橋会長

課

・ 切り込むポイントということですね。キャリアプランをなかなか選べない大学生もいる。やり方と してよいと思うが、あとはどうやるかである。

前田委員

男女関係なく、子どもの頃からいろいろな職業があり、選べることの教育がされ、いざ選ぶ時に 自分の好きな職業を選べる土台づくりができるとよい。

八木橋会長

・小学生がなりたい職業のランキングがあり、ユーチューバーなどがランキングしているようだが、 最近は男女差がなくなっているのだろうか。

前田委員

そうですね。

八木橋会長

男女が実際に活躍している現場の紹介を行うのもよいだろう。

野村委員

・意識啓発をするのは子どもではなく、子どもを育てたりするときにどういう意識を持って接する かについてを言いたいのだろう。

木村委員

・子どもが無邪気に、例えば女の子が警察官、自衛隊員になりたいと言ったときに、大人が「えー」 というような顔をせずに、「おー、いいね」と言ってあげればいいことである。子どもはただなりた いと思って言うわけだから。

八木橋会長

一旦、受け止めてあげる一言は大事である。

木村委員

・5頁の上に「ユニバーサルデザインガイドブック」と「契約における総合評価方式」というものがあ る。これから社会に広がり、世界的にもそうなっていくのだろうが、これが男女共同参画の推進 に向けて、どう作用していくのか、そのつながりが分からない。

男女共同参画

・【行政が推進力】ということで市役所内での取り組みではある。

課長

- ・ユニバーサルデザインガイドブックを職員向けに出している。ポスターをつくるときは文字はこう した方がよいとか、他にも高齢者、障害者向けの色の使い方など、男女に関係なくいろいろなユ ニバーサルデザインについて記載されているガイドブックであり、職員に周知している。
- ・契約における総合評価方式は、工事契約をするときの評価項目の中に男女共同参画の取組を している場合には加点される仕組みがある。

木村委員

・4頁の「地域活動団体への意識啓発」だが、自治会長を集めた研修はあるのか。

市民活動推進

・研修会自体はあるが、そういう内容の研修などは行っていない。

部長

木村委員

・以前、荒木委員から町会祭りの櫓づくりの話のように、「そうだよね」となれば、意見はいろいろと出てくると思う。男女について考えながらやらないといけないとか、伝統と歴史だと言っていても通用しないのだなということの意識啓発をしていただける場になればと思う。

男女共同参画 課長 ・町会長自治会長に男女共同参画と訴えるという手法より、地域での活動を実際にやっていく中で「女性の意見も大事だ」ということが皆さんそれぞれが感じてもらうことがよいと考える。実際に防災課の出前講座においても女性の視点も大事だということも言っていただいており、実際に活動を通して、女性の視点が大事なんだということに気づいていただく啓発ができればと思う。

八木橋会長

・重点目標の2に関しては、個人が尊重されるというところが一番重要なところだと思うが、若い人は男性、女性をあまり意識しないという意見も以前あった。久保田委員が見て、重点目標の2 の部分はどうか。気になるところなどはあるか。

久保田委員

特に気になるところはない。

八木橋会長

・大学生をはじめ、比較的若い世代にどう映るか、ジェンダーという意味での性を区別していないという意識がある世代にどう映るかと思った。特にないということは違和感がないということか。

久保田委員

・このままでよいと、全部変える必要はないと思う。

八木橋会長

・重点目標の1と2について、いろいろ意見をいただいた。3の「DV や性暴力などを根絶し、だれ もが安心して生活できている」に関して意見はあるか。

木村委員

・「DV や性暴力などを根絶し、だれもが安心して生活できている」のところで、「暴力なしで生活できる」だけでなく、3-2にもある「困難を抱える女性等への支援」については法が令和6年4月から施行となるが、ここに法律の表現をとらせてもらうと「自立」という言葉を入れてはどうかと思う。困難を抱える女性の支援はやはり被害を受けても自分で生きて行く、そのサポートをするという法律なので、ここに誰もが安心して自立して男女限らず生きて行くというように「自立」という言葉を入れてはどうかと思った。

八木橋会長

・どう入れるかはあるが、「自立」という文言があった方がよいという意見である。

木村委員

・被害がなく安心し、だけではなく、自分の足で立って生きて行くということである。

八木橋会長

- ・「自立」は幅広い概念である。だからこそあえて、経済的自立や、○○的な自立という言葉があ る。
- ・ ほかに文言だけではなく、骨子(案)の構造的な部分や資料4について意見、質問はあるか。
- ・条例の中には、LGBT や LGBTQs について明確にはでていない。まずはきちんと女性の参画 を推進しなくてはいけないという意図だと思う。ここで、困難を抱える女性等の「等」の部分で、 LGBT について資料4の 10 頁にも記載があるが、個人的にはいいと思った。というのは、女性 の参画の推進をメインに、一番めざすところではあるが、LGBTQs に関しては無視できないと いう社会的な要請のようなものもあるので、「等」という形ではあるがきちんと視野に入っている ことが示されており、個人的にはすごくいいのではないかと思った。

木村委員

・資料4で「居場所」という言葉が頻繁にでてくる。確かにとても大事なことだが、具体的に居場所と言われても、それをどうつくって行けばよいのか、イメージが湧かない。不登校でも、引きこもりでも、居場所はとても大事だが、どこへ、どういう形で、誰が、どのように、行えば居場所ができるのか、すごく難しいと思った。

男女共同参画・・子どもが孤立しないように、「子ども食堂」がある。最近は、誰でも来ていい「だれでも食堂」が

ある。貧困だけでなく誰でも来られる場所が出来ていくと、孤立し、一人で悩んで、問題がどん どん大きくなることを防げることもある。子どもであればそういう場があるが、男女だとどういう ものか、具体的にというのは確かに難しい。

・ここで試行的な取組として、夫婦間でのもやもや的な話をしましょうという募集をしたものの応募はなかった。「こういう場に行き知り合いがいたらいやだ」、「私のようなもやもやを話してもいいのかわからない」、「誰が参加していいのかがわからない」、ことが原因か、悩みを持っている人は参加しにくいということや、ずばりあなた来てくださいと言うと、来にくさがあるかもしれない。また、困難ではなくても、職場や家庭以外の場所としてサードプレイスがあるとよいと思う。

八木橋会長

- ・居場所は、なかなか厄介なことであり、従来であれば子ども食堂や地域でのご近所づき合いなどがあったが、今は手軽さからそれをサイバースペースに求める人が出てきている。インターネット上を居場所と言っていいかは別にして、そこには様々なコミュニティーができており、自分が最も安心できる場所としてそこの人たちに相談している。
- ・20 年以上前だが電車男というドラマがあった。あの番組は、自分の相談をインターネット上で 匿名の人に回答してもらうというもので、まさにその走りだったと思う。
- ・何がいいかというと、人間関係を構築するという前段階の作業がないことである。地域の中でとか、職場でとか、学校でとか、そこを自分の拠り所として、居場所として捉えようとするとどうしてもリアルな世界では人間関係がでてきてしまう。であるならば、難しいことは重々承知の上だが、全く見ず知らずのサイバースペースに居場所を求めるよりも、来てくれるかは別の話として、例えば自治体がサイバースペース上に居場所になるようなコミュニティーを用意することも一つかとも思う。
- ・人間関係を構築するのが面倒と感じる人はとても多く、孤立している人などは相談に行きたい 気持ちはあるが面倒だからということで、すぐスマホでネット上の場所に行ってしまうのが実情 だと思う。
- ・この居場所づくりはとても重要なことだが、とても難しく、この深刻化、複雑化をどう防いでいく のか、今はスマホを中心に考えることも一つである。

野村委員

・居場所はとても難しいと思っている。行政ができるかは別だが、民間で行っている方との連携や全く関係のない相談場所もあると思う。例えば、経済的な相談、自殺関連の相談、学校の中での相談だとか、相談を受けた人が、女性が持っている特有な孤独であるとか、貧困であるとか、暴力であるとかに少しでも意識が向き、男女共同参画センターを紹介できる、そういう意味での居場所もある。ただ、居場所をあえてつくると、そこにはスティグマが発生するので、そういうことではなく、どんなところに行ってもあなたの相談場所は他にあることを伝えられるという場所、そのようなイメージの方が実現性があると思う。

八木橋会長

・実現性は大事である。当事者でないと分からないことはいっぱいあり、だからこそ社会学として 多くの方々が研究している。私の専門は社会学ではないが、一人親家庭とか、社会の中で孤立 している人たちにとって、コミュニケーションはどうしたらいいのかについて、コミュニケーション の専門家として議論に入ることがある。究極的には個人の問題で、個人によって抱えている問 題は全然違うのでとても難しいことではある。

野村委員

・子ども食堂に子どもと来ているお母さんを見ているといろいろと見えてくる。そこでは家庭の問題も出てくるし、お母さんが孤独だというところも見えてくるのでそこをどうするかである。

齊藤副会長

・そこをつないでいくということですね。

野村委員

・それを書けないだろうか。

八木橋会長

・居場所と思われるところが見つかったとしても、また、家庭、学校、職場など、自分にとって居場

所とは思えないところに戻ると現実に戻ってしまい非常に精神的に不安定になる人もいる。居場 所づくりは、つくることと、それを単発で終わらせずにトータルでケアしていくことにつながってい くので、男女共同参画の枠では収まり切れない問題である。

課長

- 男女共同参画・早期発見の取組ということでは、試行的に民生委員に男女共同参画の視点を知ってもらう研修 を行い、民生委員活動で地域の人の話を聞く中で DV を受けていることを感じた時に、男女に 関する相談先を紹介してもらえればという意図があったが、なかなか家庭の事情に入れないな どの感想があった。
 - ・いろいろな人に男女の視点を持ってもらい、地道につなげてもらう。居場所をつくるというより も、実際に違う居場所に行っている人からつながるということもあると思う。

野村委員

- ・婦人相談員への相談があると思う。実際の相談内容がどのようなものかはわからないが、相談 内容が分類できれば、具体的にこういった相談をする人が世の中にいるということを民生委員 が知ることができればまた違うと思う。
- ・男女共同の視点と言われてもよくわからないだろうから、婦人相談員への相談を分類したり、 民間団体が受けている相談などがわかると、どのような家庭があるかが伝わると思う。

木村委員

・民生委員の男女比はわかるか。

男女共同参画 ・わからない。

課

荒木委員

・ 私の町会の民生委員は男性と女性が各1人で、高齢者世帯を回っている中では、3分の1くらい の方からは来なくていいと拒絶されるようだ。男女共同参画の視点からの暴力かもしれないし、 社会との関係を持ちたくないからかもしれないが、それが何を意味しているのかを民生委員も 考えている。

八木橋会長

- ・ ここまで、いろいろと「男女が共に生きるまち八王子プラン(第4次)骨子(案)」等について、意見 をいただいた。
- ・次回の審議会では、「男女が共に生きるまち八王子プラン(第4次)」の素案が事務局から示され る予定である。今までの審議を踏まえ、素案を確認し、さらに意見をいただきたいと考えてい る。そして、次回審議会での意見を元に、本審議会に諮問された「推進計画の策定に関するこ と」への答申としてまとめ、市長に提出したいと考える。
- ・なお、今回も、限られた時間であり言い漏れたことなどがあれば、来週8月21日(月)までに、事 務局である男女共同参画課へメールにて、意見をお寄せ願いたい。

3. その他

八木橋会長

- ・ 次第3「その他」、次回の開催予定を事務局より説明をお願いする。
- 事務局
- ・ 次回、第5回審議会は、10月5日(木)に本日と同じ時刻、同じ場所で開催する。
- ・本日までに配布した資料は、次回もご持参いただきたい。
- ・本日、いただいた意見以外に、さらに意見があれば、来週、8月 21 日(月)までに事務局まで連 絡をお願いする。様式は特に問わないが、どの重点目標に関する意見であるか分かるようにお 願いする。

八木橋会長

・事務局より、次回の開催日程の案内があった。皆様、よろしく願いする。

4. 閉会

八木橋会長 ・以上で本日の審議会を終了する。